

平成26年9月9日招集

秩父市議会定例会議案

目 次

議案第60号	平成25年度秩父市一般会計歳入歳出決算の認定について……………	1
議案第61号	平成25年度秩父市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定 について……………	2
議案第62号	平成25年度秩父市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定 について……………	3
議案第63号	平成25年度秩父市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について……	4
議案第64号	平成25年度秩父市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について…	5
議案第65号	平成25年度秩父市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定 について……………	6
議案第66号	平成25年度秩父市戸別合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算 の認定について……………	7
議案第67号	平成25年度秩父市公設地方卸売市場特別会計歳入歳出決算の認定 について……………	8
議案第68号	平成25年度秩父市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について…	9
議案第69号	平成25年度秩父市水道事業決算の認定について……………	10
議案第70号	平成25年度秩父市立病院事業決算の認定について……………	11
議案第71号	市道の廃止について……………	12
議案第72号	秩父市営住宅条例の一部を改正する条例……………	14
議案第73号	秩父市学校設置条例及び秩父市夜間照明施設条例の一部を改正する 条例……………	15
議案第74号	秩父市水道事業給水条例の一部を改正する条例……………	16
議案第75号	秩父市保育の実施に関する条例の一部を改正する条例……………	20
議案第76号	秩父市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する 条例……………	21
議案第77号	秩父市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例…	22
議案第78号	秩父市保育の必要性の認定に関する基準等を定める条例……………	24

議案第79号	平成26年度秩父市一般会計補正予算(第5回)	27
議案第80号	平成26年度秩父市国民健康保険特別会計補正予算(第1回)	34
議案第81号	平成26年度秩父市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1回)	39
議案第82号	平成26年度秩父市介護保険特別会計補正予算(第1回)	42
議案第83号	平成26年度秩父市下水道事業特別会計補正予算(第1回)	45
議案第84号	平成26年度秩父市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1回)	48
議案第85号	平成26年度秩父市戸別合併処理浄化槽事業特別会計補正予算 (第1回)	51
議案第86号	平成26年度秩父市公設地方卸売市場特別会計補正予算(第1回)	54
議案第87号	平成26年度秩父市駐車場事業特別会計補正予算(第1回)	57
議案第88号	平成26年度秩父市立病院事業会計補正予算(第1回)	60

議案第60号

平成25年度秩父市一般会計歳入歳出決算の認定について

平成25年度秩父市一般会計歳入歳出決算を別冊のとおり、監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成26年9月9日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

議案第61号

平成25年度秩父市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
平成25年度秩父市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり、監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成26年9月9日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

議案第62号

平成25年度秩父市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
平成25年度秩父市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり、監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成26年9月9日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

議案第63号

平成25年度秩父市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

平成25年度秩父市介護保険特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり、監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成26年9月9日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

議案第64号

平成25年度秩父市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
平成25年度秩父市下水道事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり、監査委員
の意見をつけて議会の認定に付する。

平成26年9月9日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

議案第65号

平成25年度秩父市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
平成25年度秩父市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり、監
査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成26年9月9日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

議案第66号

平成25年度秩父市戸別合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定について

平成25年度秩父市戸別合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり、監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成26年9月9日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

議案第67号

平成25年度秩父市公設地方卸売市場特別会計歳入歳出決算の認定について
平成25年度秩父市公設地方卸売市場特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり、監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成26年9月9日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

議案第68号

平成25年度秩父市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
平成25年度秩父市駐車場事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり、監査委員
の意見をつけて議会の認定に付する。

平成26年9月9日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

議案第69号

平成25年度秩父市水道事業決算の認定について

平成25年度秩父市水道事業決算を別冊のとおり、監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成26年9月9日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

議案第70号

平成25年度秩父市立病院事業決算の認定について

平成25年度秩父市立病院事業決算を別冊のとおり、監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成26年9月9日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

議案第71号

市道の廃止について

次のとおり市道を廃止することについて議決を求める。

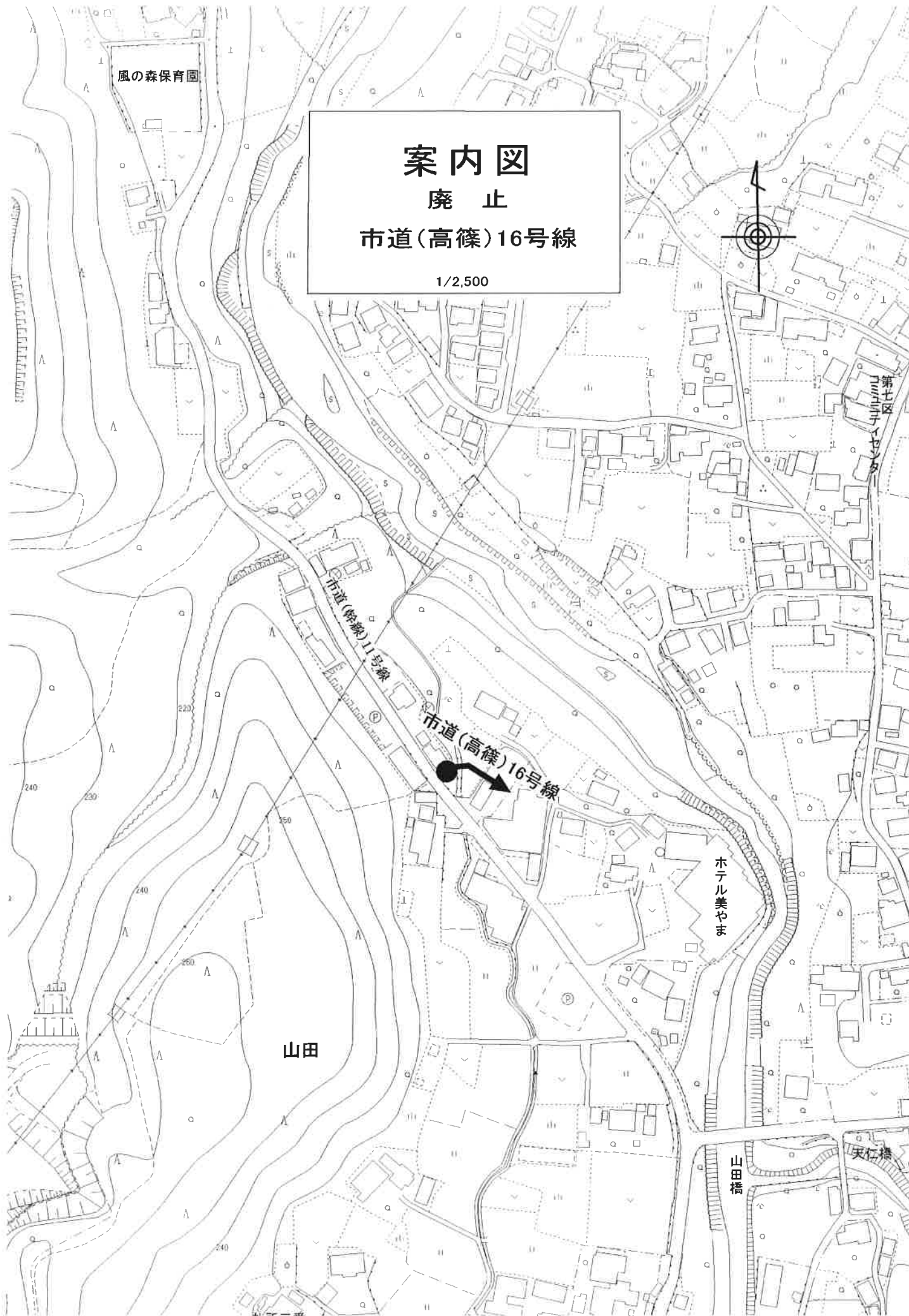
路線名	起 点	重要な 経過地
	終 点	
高篠16号線	秩父市山田字下矢追1306番3地先	
	秩父市山田字下矢追1276番地先	

平成26年9月9日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

市道を廃止したいため、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により提出する。



案内図

廃止

市道(高篠)16号線

1/2,500

山田

ホテル美やま

山田橋

天仁橋

議案第72号

秩父市営住宅条例の一部を改正する条例

秩父市営住宅条例（平成17年秩父市条例第238号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号オ中「又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、「附則第4条第1項に規定する支援給付」の次に「及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付」を加える。

第9条第5項中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「女子」を「配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子」に、「扶養している者」を「扶養しているもの」に改める。

附 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

平成26年9月9日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）及び母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）の一部改正に伴い、法律の名称を改めるとともに、入居者の資格等について、所要の改正を行いたいため。

議案第 7 3 号

秩父市学校設置条例及び秩父市夜間照明施設条例の一部を改正する条例
(秩父市学校設置条例の一部改正)

第 1 条 秩父市学校設置条例（平成 1 7 年秩父市条例第 9 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表秩父市立大滝中学校の項を削る。

(秩父市夜間照明施設条例の一部改正)

第 2 条 秩父市夜間照明施設条例（平成 1 7 年秩父市条例第 1 3 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「秩父市立大滝中学校グラウンド夜間照明施設」を「秩父市旧大滝中学校グラウンド夜間照明施設」に改める。

別表第 2 中「秩父市立大滝中学校グラウンド」を「秩父市旧大滝中学校グラウンド」に改める。

附 則

この条例は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

平成 2 6 年 9 月 9 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

秩父市立大滝中学校の閉校に伴い、関係する条例について、所要の改正を行いたいため。

議案第74号

秩父市水道事業給水条例の一部を改正する条例

秩父市水道事業給水条例（平成17年秩父市条例第252号）の一部を次のように改正する。

目次中「第40条」を「第41条」に、「第41条・第42条」を「第42条・第43条」に改め、「第43条・」を削る。

第4条中「3種」を「2種類」に改め、同条第1号中「1（世帯・戸）」を「1世帯若しくは1戸」に改め、同条中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第5条を次のように改める。

第5条 削除

第21条第1項中「第5条の規定により共用給水装置使用者総代人として市長の承認を受けた者（以下「総代人」という。）若しくは」を削る。

第22条第2項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第26条第1項中「又は総代人」を削り、同条第2項を削る。

別表第2及び別表第3を次のように改める。

別表第2（第27条、第30条関係）

用途及びメーター口径の区分	基本料金（2月につき）	水量料金（2月で1立方メートルにつき）					
		20立方メートル以下の分	20立方メートルを超え40立方メートル以下の分	40立方メートルを超え100立方メートル以下の分	100立方メートルを超え200立方メートル以下の分	200立方メートルを超える分	
一般用	13ミリメートル	1,960円	70円	140円	165円	190円	210円
	20ミリメートル	3,660円					
	25ミリメートル	5,300円					

30ミリメートル又は40ミリメートル	10,980円					
50ミリメートル	20,000円					
75ミリメートル	42,600円					
100ミリメートル	74,000円					
100ミリメートルを超えるもの	155,000円					
公衆浴場用	4,340円			—		54円

備考

- 1 「一般用」とは、公衆浴場用以外の用に使用するものをいう。
- 2 「公衆浴場用」とは、一般の公衆浴場営業用に使用するものをいう。

別表第3（第30条関係）

用途及びメーター口径の区分	基本料金（1月につき）	水量料金（1月で1立方メートルにつき）				
		10立方メートル以下の分	10立方メートルを超え20立方メートル以下の分	20立方メートルを超え50立方メートル以下の分	50立方メートルを超え100立方メートル以下の分	100立方メートルを超える分
一般 13ミリメートル	980円	70円	140円	165円	190円	210円

用	20ミリメートル	1,830円				
	25ミリメートル	2,650円				
	30ミリメートル 又は40 ミリメー トル	5,490円				
	50ミリ メートル	10,000円				
	75ミリ メートル	21,300円				
	100ミ リメー トル	37,000円				
	100ミ リメー トルを 超え るもの	77,500円				
公衆浴場用	2,170円			—	54円	

備考

- 1 「一般用」とは、公衆浴場用以外の用に使用するものをいう。
- 2 「公衆浴場用」とは、一般の公衆浴場営業用に使用するものをいう。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の秩父市水道事業給水条例の規定は、平成26年12月1日以後に行うメーターの点検により算定する水道料金について適用し、同日前に行ったメーターの点検により算定した水道料金については、なお従前の例による。

平成26年9月9日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

条文の整理及び老朽化した水道施設の耐震性を高め、将来にわたる市民への安定給水と経営健全化が図られるよう、水道料金の改定を行いたいため。

議案第75号

秩父市保育の実施に関する条例の一部を改正する条例

秩父市保育の実施に関する条例（平成17年秩父市条例第144号）の一部を次のように改正する。

別表中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）」に改め、同表備考第4項第2号を次のように改める。

- (2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第6項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項並びに第41条の19の4第1項及び第3項

別表備考第6項第1号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「第17条」を「第6条第6項」に改め、同項第3号中「（昭和25年法律第144号）」を削る。

附 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。ただし、別表備考第4項第2号の改正規定は、公布の日から施行する。

平成26年9月9日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律及び母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の一部改正に伴い、法律の名称を改める等、所要の改正を行いたいため。

議案第76号

秩父市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

秩父市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例（平成17年秩父市条例第150号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項第2号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

平成26年9月9日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の一部改正に伴い、法律の名称を改めたいため。

議案第 77 号

秩父市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

秩父市重度心身障害者医療費支給に関する条例（平成 17 年秩父市条例第 170 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者又は特別の理由により当該精神障害者保健福祉手帳を所持していない者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和 25 年政令第 155 号）第 6 条第 3 項に規定する 1 級の障害を有するもの

第 3 条第 2 項中「対象」を「対象者」に改め、同項第 3 号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、同項に次の 1 号を加える。

(4) 重度心身障害者となった年齢が 65 歳以上の者。ただし、前条第 1 項第 4 号又は第 5 号に掲げる重度心身障害者であって、65 歳に達する日の前日までに高齢者の医療の確保に関する法律施行令別表で定める程度の障害の状態にあり、かつ、その旨の市長の認定を受けているものは、この限りでない。

第 4 条中「一部負担金」の次に「（第 2 条第 1 項第 3 号に掲げる重度心身障害者が医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 7 条第 2 項第 1 号に掲げる精神病床に入院したときの一部負担金を除く。）」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条第 2 項第 3 号の改正規定は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第 3 条第 2 項第 4 号の規定は、この条例の施行の日以後に重度心身障害者となった者について適用し、同日前に重度心身障害者となった者については、なお従前の例による。

平成 26 年 9 月 9 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

埼玉県重度心身障害者医療費支給事業補助金交付要綱の一部改正に伴い、医療費助成金の支給の対象となる者について所要の改正を行うとともに、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の一部改正により、法律の名称を改めたいため。

議案第78号

秩父市保育の必要性の認定に関する基準等を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第20条の規定による支給認定に関する基準等及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第4項の規定による優先保育の基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(保育認定の基準)

第3条 市長は、小学校就学前子どものうち、その保護者のいずれもが次の各号のいずれかの事由（以下「保育認定の基準」という。）に該当する者を、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども（以下「保育を必要とする子ども」という。）と認定するものとする。

- (1) 1月当たり48時間以上労働することを常態とすること。
- (2) 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
- (3) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障がい有していること。
- (4) 同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護し、又は看護していること。
- (5) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- (6) 求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っていること。
- (7) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学していること。
- (8) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の6第3項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第4条第2項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けていること。
- (9) 子どもに対し虐待（児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条各号に掲げる行為をいう。第5条において同じ。）を行っている又

は再び行われるおそれがあると認められること。

(10) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条に規定する配偶者からの暴力により小学校就学前子どもの保育を行うことが困難であると認められること（前号に該当する場合を除く。）。

(11) 育児休業をする場合であって、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子どもが特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業（以下この号において「特定教育・保育施設等」という。）を利用しており、当該育児休業の間に当該特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められること。

(12) 前各号に掲げる事由に類するものと市長が認める状態にあること。

（保育必要量の認定の区分）

第4条 市長は、保育を必要とする子どもに係る保育必要量を次に掲げる時間により区分して認定するものとする。

(1) 保育標準時間 1月当たり212時間を超え292時間以下

(2) 保育短時間 1月当たり212時間以下

（優先保育の基準）

第5条 保育を必要とする子どものうち、優先的に保育を行う必要があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 秩父市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例（平成17年秩父市条例第150号）第2条第2項に規定するひとり親家庭に属していること。

(2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活扶助を受けている世帯のうち、保護者の就労により自立が見込まれる世帯に属していること。

(3) 世帯の生計を維持するために就労していた保護者が失業し、当該保護者又はその他の保護者が速やかに就労することが必要な世帯に属していること。

(4) 虐待を受けるおそれがある状態その他社会的養護が必要な状態にあること。

(5) 精神又は身体に障がいを持っていること。

(6) 保護者が育児休業後に復職し、又は復職する予定であること。

(7) 保育を受けようとする保育所等が、兄弟姉妹が現に保育を受け、又は受けようとする保育所等と同一であること。

(8) 地域型保育事業による保育を修了していること。

(9) 前各号に掲げる事由に類するものと市長が認める状態にあること。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、法の施行の日から施行する。
(秩父市保育の実施に関する条例の廃止)
- 2 秩父市保育の実施に関する条例（平成17年秩父市条例第144号）は、廃止する。

平成26年9月9日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

子ども・子育て支援法の規定による支給認定に関する基準等及び児童福祉法の規定による優先保育の基準を定めたいため。

議案第79号

平成26年度秩父市一般会計補正予算（第5回）

平成26年度秩父市一般会計補正予算（第5回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,409,375千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29,294,806千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債）

第2条 地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成26年9月9日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

余 白

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 地方交付税		7,480,000	△113,958	7,366,042
	1 地方交付税	7,480,000	△113,958	7,366,042
12 分担金及び負担金		255,268	20,000	275,268
	1 負担金	255,268	20,000	275,268
13 使用料及び手数料		955,887	750	956,637
	1 使用料	801,956	750	802,706
14 国庫支出金		2,801,126	11,521	2,812,647
	1 国庫負担金	2,486,828	7,500	2,494,328
	2 国庫補助金	301,848	1,947	303,795
	3 委託金	12,450	2,074	14,524
15 県支出金		2,144,381	235,602	2,379,983
	2 県補助金	1,016,869	235,602	1,252,471
16 財産収入		149,421	2,352	151,773
	2 財産売払収入	59,355	2,352	61,707
18 繰入金		579,345	42,870	622,215
	1 繰入金	579,345	42,870	622,215
19 繰越金		449,464	1,081,074	1,530,538
	1 繰越金	449,464	1,081,074	1,530,538
20 諸収入		441,699	40,385	482,084
	3 貸付金元利収入	87,758	11,160	98,918
	5 雑入	268,816	29,225	298,041
21 市債		3,104,300	88,779	3,193,079
	1 市債	3,104,300	88,779	3,193,079
歳入合計		27,885,431	1,409,375	29,294,806

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		4,132,716	2,359	4,135,075
	1 総務管理費	3,502,552	2,359	3,504,911
3 民生費		10,104,618	26,560	10,131,178
	1 社会福祉費	5,401,201	20,305	5,421,506
	2 児童福祉費	3,496,643	3,121	3,499,764
	4 国民年金費	16,885	2,074	18,959
	5 災害救助費	6,054	1,060	7,114
4 衛生費		1,951,392	73,468	2,024,860
	1 保健衛生費	846,944	51,066	898,010
	2 病院事業費	270,426	15,380	285,806
	4 上水道費	180,352	3,517	183,869
	5 聖地公園費	52,883	3,505	56,388
6 農林水産業費		1,144,935	314,462	1,459,397
	1 農業費	830,404	313,186	1,143,590
	2 林業費	314,531	1,276	315,807
7 商工費		681,903	27,217	709,120
	1 商工費	681,903	27,217	709,120
8 土木費		2,908,589	20,220	2,928,809
	2 道路橋りょう費	1,345,567	9,000	1,354,567
	5 住宅費	155,792	11,220	167,012
9 消防費		1,199,542	1,000	1,200,542
	1 消防費	1,199,542	1,000	1,200,542
10 教育費		2,306,226	22,003	2,328,229
	1 教育総務費	408,310	500	408,810
	2 小学校費	445,867	2,781	448,648
	3 中学校費	260,372	3,091	263,463
	5 社会教育費	492,587	2,041	494,628
	6 保健体育費	479,065	13,590	492,655
13 諸支出金		68,748	720,000	788,748
	1 基金費	68,748	720,000	788,748
14 予備費		132,162	202,086	334,248

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 予備費	132,162	202,086	334,248
歳出	合計	27,885,431	1,409,375	29,294,806

第 2 表 地方債補正

(追加及び変更)

起債の目的	補 正 前		
	限度額	起債の方法	利 率
4 森林管理道整備事業費	104,400	普通貸借又は は証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)
5 地方道路整備事業費	782,400		
12 臨時財政対策債	1,250,000		
14 小学校校舎空調整備事業費	0		

(単位：千円)

償還の方法	補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えることができる。	105,600	補正前に同じ。		
	790,900			
	1,326,479			
	2,600			

議案第 80 号

平成 26 年度秩父市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 回）

平成 26 年度秩父市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 70,120 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,997,665 千円、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に 4,980 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 128,272 千円とする。

2 事業勘定及び診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 26 年 9 月 9 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入（事業勘定）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		1,891,928	972	1,892,900
	2 国庫補助金	451,901	972	452,873
4 療養給付費交付金		485,001	9,077	494,078
	1 療養給付費交付金	485,001	9,077	494,078
5 前期高齢者交付金		1,721,300	△810	1,720,490
	1 前期高齢者交付金	1,721,300	△810	1,720,490
7 共同事業交付金		1,156,001	△50,000	1,106,001
	1 共同事業交付金	1,156,001	△50,000	1,106,001
10 繰越金		25,001	110,881	135,882
	1 繰越金	25,001	110,881	135,882
歳入合計		7,927,545	70,120	7,997,665

2 歳 出 (事業勘定)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		107,966	1,698	109,664
	1 総務管理費	103,260	1,698	104,958
3 後期高齢者支援金等		1,055,158	403	1,055,561
	1 後期高齢者支援金等	1,055,158	403	1,055,561
4 前期高齢者納付金等		759	62	821
	1 前期高齢者納付金等	759	62	821
6 介護納付金		436,607	△502	436,105
	1 介護納付金	436,607	△502	436,105
10 諸支出金		19,430	60,895	80,325
	1 償還金及還付加算金	7,501	60,895	68,396
11 予備費		3,712	7,564	11,276
	1 予備費	3,712	7,564	11,276
歳 出 合 計		7,927,545	70,120	7,997,665

3 歳 入 (診療施設勘定)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 繰越金		8,000	4,980	12,980
	1 繰越金	8,000	4,980	12,980
歳 入 合 計		123,292	4,980	128,272

4 歳 出 (診療施設勘定)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 予 備 費		3,000	4,980	7,980
	1 予 備 費	3,000	4,980	7,980
歳 出 合 計		123,292	4,980	128,272

議案第 8 1 号

平成 2 6 年度秩父市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 回）

平成 2 6 年度秩父市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 269 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 750, 439 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 2 6 年 9 月 9 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰越金		300	269	569
	1 繰越金	300	269	569
歳入合計		750,170	269	750,439

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 予備費		301	269	570
	1 予備費	301	269	570
歳 出 合 計		750,170	269	750,439

議案第 8 2 号

平成 2 6 年度秩父市介護保険特別会計補正予算（第 1 回）

平成 2 6 年度秩父市介護保険特別会計補正予算（第 1 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 126,896 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5,895,100 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 2 6 年 9 月 9 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8 繰越金		1	126,896	126,897
	1 繰越金	1	126,896	126,897
歳入合計		5,768,204	126,896	5,895,100

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 基金積立金		254	63,792	64,046
	1 基金積立金	254	63,792	64,046
5 諸支出金		603	63,104	63,707
	1 償還金及還付加算金	602	44,336	44,938
	2 繰 出 金	1	18,768	18,769
歳 出 合 計		5,768,204	126,896	5,895,100

議案第 83 号

平成 26 年度秩父市下水道事業特別会計補正予算（第 1 回）

平成 26 年度秩父市下水道事業特別会計補正予算（第 1 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 95,642 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,454,109 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 26 年 9 月 9 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰越金		429,387	△95,642	333,745
	1 繰越金	429,387	△95,642	333,745
歳入合計		1,549,751	△95,642	1,454,109

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 予備費		200,000	△95,642	104,358
	1 予備費	200,000	△95,642	104,358
歳出合計		1,549,751	△95,642	1,454,109

議案第 8 4 号

平成 2 6 年度秩父市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 回）

平成 2 6 年度秩父市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 15,579 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 133,214 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 2 6 年 9 月 9 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰越金		26,000	15,579	41,579
	1 繰越金	26,000	15,579	41,579
歳入合計		117,635	15,579	133,214

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 予 備 費		15,000	15,579	30,579
	1 予 備 費	15,000	15,579	30,579
歳 出 合 計		117,635	15,579	133,214

議案第 85 号

平成 26 年度秩父市戸別合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第 1 回）

平成 26 年度秩父市戸別合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第 1 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 877 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 246,574 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 26 年 9 月 9 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰入金		31,368	7,957	39,325
	1 繰入金	31,368	7,957	39,325
6 繰越金		13,000	△8,834	4,166
	1 繰越金	13,000	△8,834	4,166
歳入合計		247,451	△877	246,574

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 公債費		30,763	△877	29,886
	1 公債費	30,763	△877	29,886
歳 出 合 計		247,451	△877	246,574

議案第 86 号

平成 26 年度秩父市公設地方卸売市場特別会計補正予算（第 1 回）

平成 26 年度秩父市公設地方卸売市場特別会計補正予算（第 1 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 64 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 36,260 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 26 年 9 月 9 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰越金		25,000	64	25,064
	1 繰越金	25,000	64	25,064
歳入合計		36,196	64	36,260

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 予 備 費		23,058	64	23,122
	1 予 備 費	23,058	64	23,122
歳 出 合 計		36,196	64	36,260

議案第 87 号

平成 26 年度秩父市駐車場事業特別会計補正予算（第 1 回）

平成 26 年度秩父市駐車場事業特別会計補正予算（第 1 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,414 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 94,977 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 26 年 9 月 9 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰越金		70,248	3,414	73,662
	1 繰越金	70,248	3,414	73,662
歳入合計		91,563	3,414	94,977

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 駐車場費		13,123	58	13,181
	1 事業費	13,123	58	13,181
2 予備費		78,440	3,356	81,796
	1 予備費	78,440	3,356	81,796
歳 出 合 計		91,563	3,414	94,977

議案第 88 号

平成 26 年度秩父市立病院事業会計補正予算（第 1 回）

第 1 条 平成 26 年度秩父市立病院事業会計の補正予算（第 1 回）は、次に定めるところによる。

第 2 条 平成 26 年度秩父市立病院事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定めた業務の予定量（4）主要な建設改良事業 器械器具及び備品購入「216,329 千円」を「223,329 千円」に、病院増改築「25,380 千円」を「49,140 千円」に改める。

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収		入	
第 1 款 病院事業収益	2,904,246 千円	6,155 千円	2,910,401 千円
第 2 項 医業外収益	152,512 千円	6,155 千円	158,667 千円
支		出	
第 1 款 病院事業費用	3,158,949 千円	2,400 千円	3,161,349 千円
第 1 項 医業費用	2,997,428 千円	2,400 千円	2,999,828 千円

第 4 条 予算第 4 条本文括弧書中「不足する額 101,227 千円」を「不足する額 116,607 千円」に、「過年度分損益勘定留保資金 101,127 千円」を「過年度分損益勘定留保資金 116,507 千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収		入	
第 1 款 資本的収入	255,872 千円	15,380 千円	271,252 千円
第 3 項 負担金	30,134 千円	15,380 千円	45,514 千円
支		出	
第 1 款 資本的支出	357,099 千円	30,760 千円	387,859 千円
第 1 項 建設改良費	285,458 千円	30,760 千円	316,218 千円

第 5 条 予算第 9 条に定めた一般会計から補助を受ける金額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
（2）建設改良負担金	30,134 千円	15,380 千円	45,514 千円

平成 26 年 9 月 9 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康